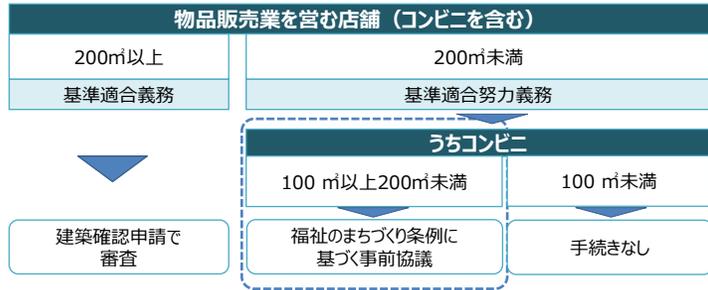


# ■ コンビニエンスストアのバリアフリー化

## ■ 検討の背景

- コンビニエンスストアは、日常生活に必要な物品販売店舗という位置付けに加え、近年は納税や公共料金の納付等も行えるなど、府民等が日常生活を送るうえでより密接な施設となっている。このことから、障がい者や高齢者をはじめとして府民の更なる円滑な利用に寄与するため、現状のバリアフリー整備状況を把握するとともに、より望ましいバリアフリー整備のあり方について検討を行う。

## ■ 現行の取扱い



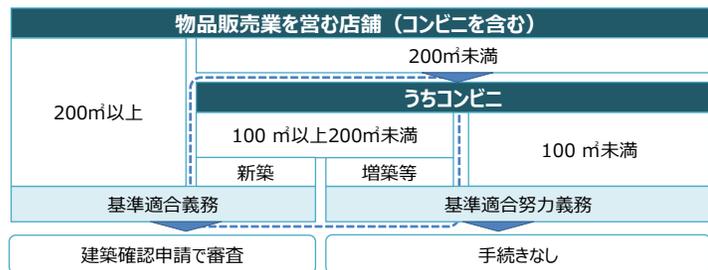
## ■ 検討案

検討対象：100㎡以上200㎡未満の規模のコンビニの取扱い

### ■【案1】基準適合義務を課す。



### ■【案2】新築時のみ基準適合義務を課す。（増築、改築、用途変更を除く。）



### ■【案3】当面現行のままとし、引き続き事業者へ協力を求める。

基準適合率の低い項目について引き続き事業者への協力や啓発を行い、適切な時期に義務化を行う。

## ■ 課題等

### ○検討部会等における意見から抽出された課題

- ・コンビニの「公共性」について  
提供されるサービスが障がい者にとって適切であるか。障がい者の利用を想定した設備の導入等、全ての利用者への配慮がなされているか。
- ・基準以外の望ましい配慮の実施状況  
現行のバリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の基準にはない、望ましい配慮についても事業者の理解を得るべき。
- ・義務化する場合、引き続き事前協議制度を残すのか検討が必要。
- ・基準強化に伴い便所が整備されなくなる可能性あり。

### ○計画図面において抽出された課題

- ・車いす使用者用便房までの通路  
1以上の基準を満たした経路の確保が必要であるが、確保されていないケースがある。
- ・便所の触知図案内板設置に関する基準について  
便房の配置が比較的単純であるため、触知図案内板の設置の必要性を問う声も多く、整備率が低い項目である。
- ・「床面の滑りにくさ」について  
売場を明るくとの観点から、床面にセラミックタイル等を使用するケースが多く、濡れると滑りやすい場合がある。
- ・案内設備までの経路（視覚障がい者誘導用ブロックの敷設）  
新築の店舗では歩車分離が難しく危険な場合があり、誘導方策の検討が必要。
- ・出入口の段差解消方策  
出入口部分の段差解消の傾斜路に「立ち上がり部」が必要。事業者に安全対策を求める必要がある。

## ■ 検討部会での意見（意見の概要は参考資料を参照。）

- いろいろ課題がある中で、条例の面積規定や内容の改正を先行することは難しい。これまでに出示された課題等を踏まえ、当事者やコンビニ事業者にヒアリング等を行った上で、条例改正を行うべきかどうかも含めて検討すべきではないか。
- 現状、基準適合努力義務ではあるが、条例でバリアフリー整備を課しており、車いす使用者用便房など既に一定の水準での整備がなされているため、その内容をしっかり整備するよう事業者に求めるべき。
- オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国のガイドラインの改正等の動きも情報収集するなど、考慮すべき。

## ■ 今後の対応（案）

- コンビニ事業者にヒアリングを実施し、対応状況を確認。（平成28年12月～平成29年1月）
- その状況を検討部会で議論し、対応について検討を行う。（平成29年2月）
- 部会での検討を踏まえ、審議会委員に結果を報告する。（平成29年3月）